

Uni-Care Travel and Medical Insurance

ユニケア旅行保険 約款

注：以下は、ウィングオセアニアがユニケア旅行保険の約款を独自に翻訳したものです。内容は一部省略してあり、翻訳の正確性についての責任は負いかねます。ガイドラインとしてご利用ください。また、ウィングオセアニアは、この訳から生じた被保険者への損害、損失についての責任は一切負いかねます。正確性を求める場合は、独自に約款英語原本を訳すことをおすすめ致します。

貴方の保険

この保険は、オーストラリア及びニュージーランドへの旅行、留学、就労、一時滞在をする 65 歳以下(ニュージーランド学生・プランは 60 歳以下)の為に作られたものです。表示の給付金支払基準は、支払い最高額です。章によっては、別の限度額が適用されます。

開示告知義務

貴方は、契約、契約更新、延長、変更の前に私達（ユニケア・アンダーライター QBE Insurance (Australia) Limited）が保険のカバーを容認するかどうかの決定にかかわる貴方の知る、知得るであろう全ての事を告知しなければなりません。もし、開示告知義務を怠った場合、私達（ユニケア）はクレームに対しての私達の責任軽減、回避、またはこの保険契約を解約し得ます。詐欺行為の場合は、契約開始日まで遡り解約し得ます。

一般条件 特別な説明記載がない限り、全ての章に適用されます。

1. 自動延長

- (a) 保険カバー適用内での交通機関の遅れ、または怪我、病気により本国帰国が延期された場合は、保険契約終了日が最高 3 ヶ月間まで自動的に延長されます。
- (b) 本国とニュージーランド間のストップオーバーは、最高 9 日間カバーされます。オーストラリアは本国とオーストラリアかニュージーランド間のストップオーバーを最高 9 日間カバーします。
- (c) オーストラリアは、保険契約期間中でのオーストラリア、またはニュージーランドに帰還するバリ、ロンボック、南西太平洋諸島への旅行を最高 31 日間カバーします。
ニュージーランド学生・プランのみ-本国への一時帰国は、最高 3 ヶ月間（アンダーライターの同意のもと延長可）までカバーされます。その間、1A 章(1)医療費、と第 1B 章(1)予約金の損失が適用され、1A 章(1)については支払い限度額を\$200,000 とします。
- (d) ニュージーランド学生・プラン(ニュージーランドビジターは適用外)は、保険契約期間中でのニュージーランドに帰還する、オーストラリア、バリ、ロンボック、南西太平洋諸島への旅行を最高 31 日間カバーします。

2. 自動復元

この保険契約は、クレーム後に追加料金を支払わず自動復元されます。

3. 解約

1 この保険は、以下にて解約出来ます。

- (a) 保険証発行日から契約開始日までの間 - 書面上にて私達に通知。
- (b) クレームをしていなく契約開始後 14 日以内。

解約返金は以下になります：

- (i) 保険証発行後 14 日以内でクレームと旅行開始をしていない場合は、解約手数料が保険料の 30%

と予約金損失と解約金補償カバーの有効期間日数分の保険料を差し引いた残額が返金されます。

- (ii) 保険契約開始日後 14 日以内で保険契約期間が 90 日以上、及びクレームをしていない場合は、保険使用日数分保険料と解約手数料として保険料の 30%が差し引かれ残りが返金されます。

2 以下のいずれかに該当する場合、私達は平日 14 日間事前の書面通告により、保険契約を解約出来ます。

- (a) 誠実誠意にかける
- (b) 開示義務を怠った
- (c) 契約の前の虚偽陳述、不実表示
- (d) 保険料未納を含む契約準備の怠り
- (e) 私達、または他社へのクレーム詐欺

4 クレームオフセット

第 4 章 1 と 2 以外、他社の保険契約(加入中の場合)、ニュージーランドの健康医療制度、またはオーストラリア、他国のいかなる健康保険、強制健康保険制度でのカバー適用範囲内を私達はカバーいたしません、それらの保険の適用範囲外の分を私達の適用範囲内でカバーいたします。

5 義務と責任

(a) 損失の際には、至急：

- i) 極力、更なる損失と支出を防ぐ
- ii) 入院、避難、本国送還、全ての手荷物か所持金の紛失の場合は、
ニュージーランド国内：フリーダイヤル 0800 864 227 へ連絡。
- iii) 入院、避難、本国送還、全ての手荷物か所持金の紛失の場合は、
オーストラリア国内：フリーダイヤル 1800 864 227 へ連絡。
- iv) すべてのダイレクトクレームは、
ニュージーランド国内：フリーダイヤル 0800 864 227
オーストラリア国内：フリーダイヤル 1800 864 227
Uni-Care Claims Service, P.O. Box 496 Wellington, New Zealand, claims@crombie.co.nz
オーストラリア国内：フリーダイヤル 1800 864 227
- v) ニュージーランド/オーストラリア国外から コレクトコール+64 4 381 8166
- vi) クレームフォームに全ての必要書類を添えて、上記住所へ送る。
- vii) 怪我、病気の発生後は至急、医師のアドバイスを受ける。
- viii) 貴方の損失、怪我、病気等で有責とみなした加害者、団体、ホテル、輸送機関に対して書面でクレームを起こして下さい。
- ix) 手術が必要、または\$2,500 以上のクレームは、承認の為にクレームデパートメントに連絡をして下さい。

(b) 損失の際は、自分の過失を認めてはなりません。

6 通貨

給付金支払基準の表示通貨は、オーストラリアを拠点にした場合はオーストラリアドル、ニュージーランドを拠点した場合はニュージーランドドルになります。

7 法律

係争の際の保険契約は、渡航先がニュージーランドの場合はニュージーランドの法律、オーストラリアの場合はニューサウスウェールズ州の法律により決定されます。

8 損失証明と身体検査

貴方と他の被保険者に対してクレームを起こされた場合は、クレームの詳細と貴方に送達された法的書類を速やかに私達に提供する。私達の費用で医療検査、検死をすることが出来ます。

9 更新

保険契約終了前に、私達の同意のもと保険料を支払うことで更新出来ます。

10 必要情報

全てのクレームは、出来次第私達に通知しなければなりません。そして必要とされる診断書、会計書、レシート、情報を速やかに提出しなくてはなりません。書類はオリジナルを提出。

11 代位

私達は、弁護、解決、または起訴の為、貴方に代わり法的手続きを行う権利を有します。

12 虚偽、不十分な情報

保険お申し込みの際に提供した情報が完璧、且つ真実であれば貴方は保険カバーされます。もし、提供した情報が虚偽、不十分、不実表示、全てを開示していない場合は、私達は契約を破棄する権利を有し、保険金を支払う責任はありません。

13 政府課金 ニュージーランドプランのみ

保険料には、GST とニュージーランド政府の消防と地震委員会徴収金が含まれています。

用語定義

保険期間 保険証に記載された開始日から終了日、または本国帰国日のいずれか早く起きた日まで

私達 QBE Insurance (International) Limited (ユニケア・アンダーライター)

貴方 保険証に記載された被保険者

親族 76歳未満の本国に居住している - 配偶者、事実上の配偶者、両親、継父母、後見人、義父母、娘、息子、婿嫁、兄弟、姉妹

一般適用対象外 以下から直接、または間接的に生じたクレームには、保険金を支給致しません。

1. 正規に許可されていない飛行旅行。熱気球は適用外
2. (a) 保険証発行時に既に妊娠していた場合の妊娠、不妊治療、妊娠中絶、産児制限
(b) 保険証発行後の妊娠とその出産、不妊治療、妊娠中絶、産児制限。但し、妊娠 20 週間以内に起きた予期しない併発、緊急事態はカバーされます。
(c) 不妊治療、産児制限
3. 保険契約期間中に出産した場合の産後ケア。また、出産時出産前で第 1A 章の治療費\$100,000 以上。
4. 全ての性病、AIDS、HIV
5. 猟、レース（陸上競技以外）、ポロ、プロフェッショナルスポーツ、登山、ロープと器具を利用したロッククライミング、ポットホーリング、エンジン 201cc 以上モーターサイクリング、スカイダイビング（資格インストラクターの監督下外）、ハンググライダー、海洋ヨット（私達の許可外）、故意的な危険追求行為
6. 自然発生または、他の理由での放射能汚染
7. 戦争、国内紛争、侵略、反乱、革命、軍事力の使用
8. 国際軍事力によるテロ行為の迎撃、防止、鎮圧
9. テロリスト行為
注) 8、9 は、第 1A 章、第 1B 章 2(a)、第 1B 章 2(b)、第 1B 章 4、第 1B 章 5(a) と第 1B 章 5(b)には、適用されません。
10. 医療アドバイスに反しての旅行、健康に反しての旅行
11. 私達の同意なしでの治療目的（主目的か否かに関わらず）の為の渡航
12. うつ病、ストレス、不安、精神神経障害。しかし、旅行を継続できないほど深刻な状態（医師の判断で）の場合は、第 1A(1)(b)、1B(2) and 1B(4)が適用されます。※ニュージーランドスチューデントプランは、第 1A

章(1)(b), 1B(2) and 1B(4)が適用されます。

13. オープンウォーターライセンス無取得、またはインストラクター監視下外でのダイビング
14. 私達の同意なしでの肉体、または危険労働
15. 飲酒、薬物の影響下の出来事 ※ニュージーランドスチューデントプランは、第 1B 章 2 において最高 \$10,000 支給と第 1B 章適用
16. 自傷行為、自殺 ※ニュージーランドスチューデントプランは、第 1A 章(1)(b), 1B(2) and 1B(4)が適用されます。
17. 違法行為
18. 政府介入
19. キューバ渡航
20. 被保険者がテロリスト、テロ組織メンバー、麻薬密売人、または核、生物、化学兵器の提供者で、彼らから直接、間接的に生じたクレーム。
21. ※ニュージーランドスチューデントプランの性健康相談後の定期塗布検査、避妊薬と避妊具、血液検査。

第 1 A 章 医療費と関連費用

1. 医療費

保険契約期間中に生じた怪我、病気治療の医療費、及び私達の承認のもとでの医療避難費用は給付されます。医師の指示による代替医療治療は、支払い限度額を契約開始日から年\$500 までとします。

(a) 歯科：以下の治療費は給付されます。

(i) 口腔負傷

(ii) 突然の歯痛の除去、軽減の為の初期治療費

注) 任意治療、及びメンテナンスはカバーされません。

メンテナンスとは：詰め物、根官、ポリッシング、スクレーピング、知恵歯抜歯、ブリッジの交換、修復、キャップ、歯冠、貴金属、ピン、備品、歯周病、チタニウム・インプラント、定期的メンテナンスや衛生管理の欠如が原因で生じた症状への治療

視覚矯正器具：※6ヶ月以上契約のニュージーランドスチューデント・プランのみ対象です。

以下での眼鏡、コンタクトレンズ、フレームの購入代金と検眼代を最高年\$300 まで支払います。

(i) 紛失、盗難、損傷

(ii) 視力の変化

(iii) 今まで眼鏡を必要としなかった

(b) 精神病：

うつ病、ストレス障害、不安障害、神経症の治療費を最高\$20,000 まで支払います。

※ニュージーランドスチューデントのみ自殺、自傷行為をも含みます。

(c) 性健康相談：※6ヶ月以上契約のニュージーランドスチューデントのみ適用されます。

ニュージーランド国内での年 1 回の性健康相談料 最高年\$100 まで

性健康相談後の定期塗布検査、避妊薬と避妊具、血液検査は適用外となります。

2. 継続治療

最初のクレーム後 12 ヶ月以内であれば、本国帰国後も継続治療費を最高\$20,000 まで支払います。

第1B章 追加費用

1. 予約金の損失

以下の理由により、旅行の解約、変更、未完了から生じた返金不可能な未使用の旅行費用、宿泊費、教育費、その他の予約金を支払います。

- (a) 76歳未満の親族、同僚、同伴旅行者の予期しない死亡、大怪我、重病
- (b) 貴方自身の怪我、病気

2. 本国送還とキャンセル料

以下の理由により、私達が余儀ない状況と判断した場合、未使用の旅行費用、宿泊費の払い戻し以外で旅行中に適切に必要なであったとされる追加費用を支払います。

- (a) 契約期間中、76歳未満の親族、同僚、同伴旅行者の予期しない死亡、大怪我、重病の理由により、帰国せざるを得なかった場合
- (b) 貴方自身の怪我、病気
- (c) 他の章でカバーされていない予期できなかった状況

3. 帰還

2.のクレーム後、引き続き旅行を継続したい場合は、下記の条件でクレーム前の場所へのエコノミー航空運賃を支払います。

- (a) 2.のクレームに記載した出来事の発生から6ヶ月以内に帰還する。
- (b) 帰還の時点で、最低28日間の残存保険契約期間がある。
- (c) 試験、講義、リサーチ、アカデミックコース等の教育目的での帰還が必要な場合は、ユニケアの判断で3.(b)28日間を放棄出来得ます。

4. 親族同行

もし、貴方が大怪我、大病で入院し治療状況下の場合、私達は看護、または本国までの同行の為に親族2名までのエコノミー往復航空運賃、交通費、宿泊費を支払います。死亡の場合は、死体送還の為に最高\$100,000まで支払います。※16歳以下のニュージーランドスチューデントが入院した場合、医師が必要と判断した場合、私たちの同意により、親族一名分のニュージーランドまでの渡航、宿泊費用を最高\$2,500まで支払います。ニュージーランドスチューデントは一般適用対象外 2,12&15 が適用されません。

5. その他の特別手当と必要経費

- (a) 病気、怪我での入院中の現金所要費として24時間毎\$100支給
- (b) 葬式費用 死体送還費用、または死亡地での葬儀費用
- (c) 誤認逮捕 外国政府による誤認逮捕、強制留置への弁護士料と適切費用
- (d) ハイジャック 公共交通機関利用中にハイジャックで拘束された場合への支給
- (e) レンタカーの返却料 怪我、病気、死亡によりレンタカーを返却出来なかった場合支給。しかしレンタカー契約同意書に返却義務が記載されていた場合は、適用外となります。
- (f) 旅行遅延 事故、予期せぬ出来事から最低6時間以上生じた遅延での他から支給されなかった食事代を含む必要経費を支給します。
- (g) 捜索レスキュー ※ニュージーランドスチューデントのみ
ニュージーランド、または本国以外の外国で自然災害、アウトドア・アクティビティで行方不明になった場合、私的捜索に最高\$10,000まで支払います。
 - i この捜索は、地方自治体によって許可されたものでなくてはならない。
 - ii 公式な行方不明通告から、72時間以内に開始しなければならない。
 - iii 公式に勧告された立ち入り禁止地区を無視していない。

第1A章と第1B章における適用対象外

以下においては、支給金は支払われません。

1. 私達の医療アドバイザーの意見により、貴方が本国送還か代替場所への移動に同意したにもかかわらず、その指示に従わなかったことから生じた費用
2. 契約開始前の継続治療費用、及び処方薬の紛失、または損傷した場合以外での本国出国前に処方された薬の補充。
3. 私達の同意なしで受けた任意の医療治療費用
4. 怪我の発生後12ヶ月以上経過してからの医療費。病気は、最初の医療費発生から12ヶ月、または保険契約終了日のいずれか後に生じた日を経過してからの医療費。
5. 同意されていない加入契約開始前の怪我、病気
6. 使い捨てコンタクトレンズ
7. 以下から生じたクレーム
 - (a) 予約日前から予期されていた公共交通機関のスケジュールのキャンセル、短縮、変更、ストライキ
 - (b) 払い戻し可能な交通機関の遅延
 - (c) 貴方が旅行に係わる他の人のビジネス、ファイナンシャル、契約の義務、または責任
 - (d) 貴方が旅行に係わるその他の人による旅行計画の変更、または気変わり
 - (e) 旅行会社の集客不足から生じたツアー計画の未達成
 - (f) 旅行に係わる全ての人、企業の資金問題の理由から生じたサービス、施設、宿泊提供の拒否、不出来、不履行
8. 同じ親族、条件、出来事による2回以上の本国帰還
9. この章では、クレームで最初の\$75（免責\$75）を自己負担しなければなりません。※ニュージーランドスチューデントは免責が適用されません。

第2章 スーツケース、携行品、旅行書類、現金とクレジットカード

以下が生じた場合は、給付金が支払われます。

1. 不慮な紛失と損傷
2. 手荷物損失
航空会社により手荷物が届くまで8時間以上遅れた場合、必要品の購入代金 最高支給額\$1,000まで 航空会社からのレポート要
3. 旅行書類の再発行
不慮な紛失、損傷により使用不可能になった旅行書類、クレジットカード、トラベラーズチェックの再発行手数料
4. 旅行書類の不正使用
盗難された旅行書類、クレジットカード、トラベラーズチェックの不正使用
最高支給額\$5,000まで
5. 現金
現金、紙幣貨幣、小切手、チェック、郵便為替、その他の流通証券の紛失 最高支給額\$1,000

第2章1.において特別指定携行品として追加料金が支払われていない限り、一品、一セット、一ペアの最高支給額は\$2,500までで、特別指定携行品の支払い限度額は、一品、一セット、一ペア\$5,000 合計\$30,000までとなります。クレームの際には、レシートか市場価格が必要です。

この章における支払方法

私達は、以下の支払い方法を独断で選択出来ます。

- (a) 代用品購入金額の支払い
- (b) 修理、または代用品提供
- (c) 減価償却後の価格の支払い
- (d) (a)(b)(c)は、減価償却された代用価格か賠償金額のいずれか低い方を支給します。

条件

- 1 この章における支払い条件として、盗難、損傷、紛失発覚後、速やかに警察、または適当な権威者に届け出て書面でレポートを入手する。トラベラーズチェック、及び旅行書類は、速やかに使用停止にする。
- 2
 - (a) テクノロジー機器、携帯電気機器、携行品、及び貴重品は、パッケージ、安全確保に気を付け監視を怠ってはならない。
 - (b) 所持品を公共の場所で常に鍵をかけない状況、または無監視にしてはならない。また、建物や車の中に常に鍵をかけない状態、または無監視状態にしてはならない。車の中に一晩中置き去ってはならない
 - (c) テクノロジー機器（携帯電話、スマホ、カメラ、フォト、オーディオ、ビデオ、メディア、ゲーム、DVD機器、コンピュータ、タブレット）は、鍵をかけた場所、金庫、強固な部屋に保管しなければならない。ロックされた車内の見えるところに置かず必ず持ち運ぶようにする。

適用対象外 以下は、保険金の支払いはありません。

1. 電子データ、ソフトウェア
2. 壊れやすくもろい物への損傷
3. 消耗、引き裂き、劣化、大気と気候、カビ、虫、かじり、害虫やクリーニング、アイロン、プレス、修理、修復、手直しの過程から生じた損傷損失
4. 郵送、宅配便で輸送されたもの、及びインターネットで購入したが届かなかった場合
5. 貨幣の減価や切り下げから生じた損失
6. 税関や他の権威者の没収、駆除から生じた損傷損失
7. 貴方が使用する家具、電化製品と携帯出来ない事務用品
8. 使用中に生じたサーフボード、セイルボート、ブギーボート、自転車などのスポーツ用具への損傷
9. データの損失とその結果による損失
10. テクノロジー機器（携帯電話、スマホ、カメラ、フォト、オーディオ、メディア、ビデオ、ゲーム、DVD機器、コンピュータ、タブレット）のクレームでの最初の\$200（免責\$200）とその他のクレームでの最初の\$100(免責\$100)
11. 車内に放置された携行品の合計金額\$10,000以上のクレーム

第3章 接続便への乗り遅れ

予期しない出来事により交通機関に乗り遅れ、コース開始日、受験、会議、結婚式など特別なイベントに間に合わせる為、交通機関を乗り継いだ場合はそのかかった費用を支払います。

適用対象外

以下は支払対象外です

- 1 貴方が旅行に係わる他の人のビジネス、ファイナンシャル、契約の義務、責任から生じた乗り遅れ
- 2 旅行会社の集客不足から生じたツアーのキャンセル
- 3 貴方の到着変更に合わせてることが可能であった特別な出来事
- 4 貴方が旅行に係わる他の人による旅行計画の変更、気変わり

- 5 予期していたストライキ
- 6 この章において、クレームの最初の\$100(免責\$100)。※ニュージーランドスチューデントは適用されません。

第4章 怪我による死亡、または身体不随

1 カバーの説明

保険契約期間中、または怪我の発生から12ヶ月後以内での死亡、身体不随に対して、支給金支払い基準通りに支払います。

2 露出

自然への露出による傷病（日焼けや凍傷など）と露出からの12ヶ月以内の死亡、身体不随に対して支給金支払い基準通りに支払います。

3 失踪

貴方自身が輸送機関の事故から12ヶ月以内に発見されなく、死亡とみなされた場合、支給金支払い基準通りに支払います。

条件

- 1 この章のいずれかのカバー適用後、この章の全ての補償は終了となります。
- 2 2つ以上の出来事には、支給されません。
- 3 支給金は、ファミリープランで旅行中の経済的に被扶養の子供か18歳以下の法的被後見人には、最高\$10,000まで支払われます。
- 4 全ての支給金は、貴方か貴方の遺族、貴方の任命人に支払われます。

適用対象外

全てのタイプの病気、疾病、感染、伝染、接触感染、怪我からの感染によるクレーム。治療からの感染と敗血症は対象範囲内です。

第5章 個人損害賠償責任

貴方が法的に責任を負わなければならない全ての損害、賠償、弁護士費用を給付金支払い基準内で支払います。

- 1 他人への負傷(死亡、病気を含む)
- 2 器物損害

条件

私達との同意書作成前に過失、責任を認めてはならない。

適用対象外

以下から直接、間接的に生じた損害、賠償、弁護士費用は支払いません。

- 1 貴方、または貴方と同居する貴方の家族への怪我(死亡、病気を含む)
- 2 雇用から生じた貴方の従業員への怪我(死亡、病気を含む)
- 3 貴方、及び貴方と同居する家族の所有、または管理下の器物損害、損傷
※ニュージーランドスチューデントは、貴方の保護、管理下の器物損害、損傷 最高\$500,000まで
- 4 貴方が所有、使用の推進可能な全ての乗り物で起きた損失と怪我(死亡、病気を含む) 貴方のビジネス、商売、職業、または貴方のアドバイスから生じた損失と負傷 (死亡、病気を含む)
- 5 貴方のビジネス、商売、職業、専門家のアドバイス無視から生じた器物損害と負傷(死亡、病気を含む)
- 6 契約しないと責任発生する契約以外の全ての契約
- 7 貴方か貴方の従業員、貴方のツアーグループによる犯罪、違法行為から生じた損失と負傷(死亡、病気を含む)

- 8 裁判判決
- 9 悪質、見せしめ、処罰的な損害
- 10 この章において、クレーム毎の最初の\$100(免責\$100)。

第6章 誘拐と身代金 貴方が誘拐されたら以下を支払います。

- 1 誘拐で支払われた身代金の最終的な損失額
- 2 身代金請求において支払われた以下の経費
 - (a) 私達が承認した保安警備のコンサルタント料
 - (b) 身代金支払い目的の為に金融機関から借りた\$ 250,000 以下の金額への利子。
 - (c) 調査、交渉、身代金支払いと貴方の救出に使われた経費

条件

- 1 この保険カバーのことを秘密にしなければならない
- 2 貴方に代わって仲介、交渉はいたしません
- 3 誘拐されたら、以下が必要
 - (a) 誘拐されたことの確証
 - (b) 警察への通報、そして彼らの指示に従う
 - (c) 私達への直ちに通報する
 - (d) 身代金や渡された紙幣、品物の通し番号や特徴を記録する
4. 調査で貴方の陰謀、詐欺と判明したら全額返金をする

適用対象外

- 1
 - (a) 過去において誘拐保険の加入を拒否されたかキャンセルされた
 - (b) 過去に誘拐、誘拐の企みの犠牲になった
 - (c) 過去に身代金を要求された
- 2 メキシコ、中央アメリカ、南米、武装国連軍が駐留している国

第7章 レンタカー 損害と盗難免責カバー

レンタカーの契約中の損害と盗難において、貴方の免責、自己支払い負担金を給付金支払い基準内で支払います。

条件

- 1 レンタカーは、正規に許可された会社から借りたものでなければならない。
- 2 レンタカー会社の自動車保険に加入しなければならない
- 3 レンタル規約と保険での全ての要求に従わなくてはならない

適用対象外

以下には支払いません

- 1 レンタル規約、保険契約違反から生じた損失障害
- 2 摩滅消耗、劣化、虫、害虫によって生じた損傷、元からある不良と損傷
- 3 この章において、クレーム毎の最初の\$100(免責\$100)。※ニュージーランドスチューデントには、適用されません。